

令和5年9月29日

組合員 各位

板野郡農業協同組合
代表理事組合長 橋本 浩
(公 印 省 略)

令和5年8月22日付文書「JA板野郡への農畜産物出荷におけるインボイス
対応に係る調査について」における一部記載の訂正について（ご連絡）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、JA販売事業に格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月から開始される、消費税インボイス制度（適格請求書等
保存方式）への対応に向け、当JAでは標題の文書により、生産者各位の適格請求書
発行事業者への登録状況に関する調査を実施しておりましたが、当該文書中にお
いて、一部の記載が当JAの方針と異なる記載となっておりました。

つきましては、当該文書における該当部分の訂正について下記のとおりご連絡
いたします。

この度は当JAの不手際によりご心配、ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございま
せんでした。

記

1. 正誤表

正	誤
<p>消費税インボイス制度開始後、免税事業者 や今回の調査にご回答いただけなかった生 産者（以下、「免税事業者等」といいます）か らの仕入については当JAにおける仕入税 額控除が制限されることとなり、買取価格を 登録事業者と同一にした場合、免税事業者等 からの仕入は、消費税額相当分（一定期間の 経過措置があります）についての仕入費用が 増大することとなります。</p> <p>当JAでは、令和5年度分の買取販売にお いて、登録事業者である生産者と免税事業者 等である生産者からの買い取り価格に差は 設けない方針としておりますが、令和6年度 以降の買取販売のあり方については現在検 討を進めている段階であるため、方針が固ま り次第、別途ご相談させていただきます。</p>	<p>今後、免税事業者や適格請求者番号を教え ていただけていない生産者は、仕入税額控除 できないため生産者の税額をJAが負担す ることになります。</p> <p>したがって、JAが負担する税額分、金額 を差引いて買取とさせていただきます。</p>

以 上